

宮古島市・市長選挙立候補予定者への  
提言と公開質問状における回答

令和2年12月18日

下地敏彦

## 宮古島地下水研究会の公開質問状に関する回答

生活用水のほとんどを地下水に依存する宮古島市において、地下水の保全は最も重要な行政課題です。宮古島市のまちづくりの指針となる「宮古島市総合計画」の6つの基本目標の中でも、最初に“地下水や豊かな自然環境と共生したエコアイランド宮古”を掲げ、地下水の保全に取り組んでいます。

飲料水などの生活用水として利用されてきた豊富な宮古島の地下水は、昭和61年の調査で硝酸性窒素濃度が急激に上昇していることが明らかになったことから、この水質に危機感を持った当時の宮古島内の4市町村、宮古島上水道企業団、宮古広域圏行政組合で「宮古島地下水水質保全対策協議会」を設立し、これまで宮古島上水道企業団が所管していた「宮古島地下水保護管理条例」を宮古広域圏行政組合に所管替えし、地下水の硝酸性窒素濃度上昇の原因究明、地下水保全に取り組んできました。

島嶼地域における地下水保護、水質保全の取組としては、画期的で先進的な取組であり、市民の意識の醸成にも大きく寄与してきました。

その後、5市町村合併後、新たに誕生した宮古島市は平成21年には「宮古島市地下水保全条例」を制定、条例に基づく地下水審議会及び学識経験者等で構成される学術部会を設置し、地下水に関する重要事項を調査するとともに、長期にわたり地下水のモニタリング調査を行っており、現在は、第4次宮古島市地下水利用基本計画の策定を進めているところです。

「水循環基本法」は、生命の源である水の健全な循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくために、水循環に関する施策の基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するために制定されています。

宮古島市における地下水保全の取組みは、いわば宮古島市の地下水を含む水の循環の保護と健全化への取組であり、小さな島嶼地域の中で「水循環基本法」の理念を先取りして行われてきた施策であると思います。

このような状況を踏まえて、今回、貴研究会が求めてきた公開質問状は、賛成・反対・保留のいずれかを回答してほしいとしておりますが、この区分では真意が伝わらないと考え、「その他」として回答します。

1. 現在、3カ所に限定された宮古島市地下水保全条例の水道水源保全地域指定を変更し、「宮古島市全域(宮古島本島、伊良部島)」に広げる。

【回答】 その他

【その理由】 宮古島市地下水保全条例では、宮古島市全域を対象に地下水保全を義務づけており、その中でも特に、水道水源の3流域を「水道水源保全地域」に指定し、地下水の水質を汚染する恐れのある規制対象事業場の設置を禁止しています。

「水道水源保全地域」とは、市長が水道水源である地下水流域を、地下水審議会の意見を聴き指定した地域で、現在、白川田、東添道、福里北流域が指定されています。

また、地下ダム施設の管理は国が行っており、農業的利用に限定されていることから、その地下水流域を水道水源とすることは、国との慎重な協議が必要になります。

宮古島市全域が水道水源保全地域として指定されると、ゴルフ場、クリーニング業、畜産業、ホテル、商業施設、アパート、ガソリンスタンド等の生活や経済活動に必要な多くの施設が規制の対象となり、事業者や農家、市民の皆様方に大きな負担をかけることとなります。

現在、水道水源保全地域の範囲を拡大するため、ニャーツ水源地のある平良流域について、水道水源保全地域に指定する取り組みを行っております。加えて、伊良部島においても、伊良部浄水場再稼働に向けた地下水調査を行うなど、水道水源保全地域への指定について検討しているところであり、必要に応じて、柔軟に対応したいと考えています。

貴研究会でもご承知のとおり、宮古島地下水保全条例に基づき、宮古島市地下水審議会が設置され、市長の諮問に応じ地下水に関する重要事項を審議しています。水道水源保全地域の新たな指定、若しくは変更し、又は解除するときは、審議会の意見を聴くことになっており、また、条例による変更手続きも必要となるため、宮古島市議会の審議も必要となります。

以上の事から、現時点で「賛成」・「反対」・「保留」という選択は適切ではないため、「その他」という回答にする事としました。

2. 現在の諮問機関の「宮古島市地下水審議会」に代わり、水循環法に基づく総合的協働管理を行う「地下水循環協議会」を設置する。

【回答】その他

【その理由】 ご承知のとおり、宮古島市地下水審議会は、宮古島市地下水保全条例第27条に基づき設置されており、「その条例によりその権限に属させた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ地下水に関する重要事項を調査審議する」機関です。貴研究会ご提言の「地下水循環協議会」は、水循環基本法に基づき「循環基本計画・実施計画」を策定し、その実施を促す役割であると考えています。

つまり、「宮古島市地下水審議会」と「地下水循環協議会」とは、法令の趣旨からして、その果たす役割は違う機能を有しており、それぞれ独自の業務を執行するものです。

なお、「循環基本計画・実施計画」の策定にあたっては、宮古島市の特性に合った地下水保全の取り組みを踏まえて、基本方針を定め、地下水に知見のあるコンサルタント等に調査・委託を行い、関係団体や学識経験者等を委員とする協議会を立ち上げて審議し、「同基本計画・実施計画」を策定した方が良いと考えます。

3. 健康に影響しうる環境化学物質の適正なモニタリング体制の構築と削減対策の実施を、宮古島市地下水保全条例に明記する。

【回答】その他

【その理由】 宮古島市では、昭和61年に宮古島地下水保全対策協議会が設置され、地下水の調査を行うことが決められています。

平成元年から硝酸性窒素濃度を中心に農業に關係する項目等最大12項目で宮古島全域の地下水流域における地下水質や水量の定期的な調査がスタートし現在に至っています。

また、この地下水モニタリング調査とは別に、水道水源を管理する上下水道部では、水道法に基づき水道水源において農業類22種類について年2回調査を行っている他、サトウキビ作に使用される農業に含まれるフィプロニルの調査を毎月行なう等、より詳細な水質調査も行っているところです。

宮古島では、世界的にも類を見ない地下ダムが整備され、農作物の反収アップに繋がる地下水の利用を計画的に行っております。

大型ホテルやマンション、陸上自衛隊の配備やその関係施設の整備もあって、地下水を取り巻く環境は大きく変化していることから、宮古島の地下水の状況をより詳細に把握し、その保全対策を強化するためにも地下水の調査地点の増加や調査項目の追加は必要であると考えております。

宮古島市地下水保全条例の第10条では、宮古島市地下水利用基本計画を定めることになっており、同条第2項第7号では、地下水の水質及び水量の保全対策を盛り込むことになっていることから、同計画の中に明記することが妥当であると考えております。